

別表六の二（二十一） 附表の記載の仕方

この明細書は、連結法人が措置法第68条の15の6第1項（給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除）又は令和2年改正前の措置法第68条の15の6第1項（給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。